

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
支 部 規 則

平成11年12月22日制定

平成15年6月14日改正

平成19年6月16日改正

平成22年6月19日改正

令和5年6月18日改正

令和6年6月15日改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「本法人」という。)定款第45条の規定に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支部)

第2条 本法人は、定款第3条の目的を達成するため及び本法人と会員との連絡調整を図るために支部を設置する。

- 2 支部は、理事会の決定した業務執行方針に則して、定款第4条に定める事業を行う。
- 3 支部は、本法人の運営につき、理事会に建議することができる。

(支部の区域)

第3条 支部の区域は、司法書士会の区域を基準とし、理事会の決議により定める。

- 2 前項の区域内に事務所を有する司法書士である正会員(以下「司法書士正会員」という。)及び同区域内に主たる事務所を有する司法書士法人(以下「法人正会員」という。)は、当該支部に所属するものとする。

(支部の名称)

第4条 支部の名称は、理事会の決議により定める。

(支部の役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 10名以内
- (3) 会 計 2名以内
- (4) 監 査 2名以内
- (5) 支部規程に定めるその他の役員

(役員の仕事)

第6条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を行う。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 会計は、会計に関する業務を行う。
- 4 監査は、支部の資産及び会計の状況の監査を行う。
- 5 監査は、他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第7条 支部の役員は、支部所属の司法書士正会員の中から支部の総会で選任する。

(役員任期)

第8条 支部の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本法人定款第28条第3項、第4項及び第29条の規定は、支部の役員に準用する。

(役員に欠員が生じた場合の措置)

第8条の2 理事会は、次に掲げる場合、当該支部に所属する司法書士正会員の申立てにより、一時的に支部の業務を行うことができる者（以下「一時業務執行者」という。）を選任することができる。ただし、緊急に支部の業務を行う必要があると理事会が判断した場合は、当該支部に所属する司法書士正会員の申立ては要しない。

(1) 支部長、副支部長及び支部規程において支部の業務を行うことができると定めた支部の役員の全部が欠けたとき。

(2) 前条第2項で準用する定款第28条第4項に規定する場合において、当該支部の役員がその職務を行わないとき又は職務を行わないことを表明したとき。

- 2 理事会は、一時業務執行者を選任する場合、その者が行うことができる業務の範囲を定めなければならない。ただし、定める業務の範囲は、支部の組織を維持し運営を行うのに必要最小限のものとする。
- 3 一時業務執行者は、当該支部所属の司法書士正会員であることを要しない。ただし、司法書士正会員であることを要する。
- 4 本法人は、一時業務執行者に対し、手当を支給することができる。

(支部規程及び支部運営規程)

第9条 本法人定款及びこの規則に定めのある場合を除き、支部の組織、資産及び会計その他必要な事項は、支部が別に支部規程で定める。

- 2 本法人定款第4条の事業を行うにあたり、その運営のため必要な事項は、支部が別に支部運営規程で定める。
- 3 前2項の規程を定め、又はこれを変更するには、理事会の承認を受けなければならない。

(大規模支部の特例)

第10条 支部に所属する司法書士正会員及び法人正会員の数が200人以上の支部（以下「大

- 規模支部」という。)は、第5条第2号の副支部長の定数を20名以内とすることができる。
- 2 大規模支部は、支部の総会において、第5条第3号の会計に代えて財務部、財務委員会その他会計の業務を専門に行う部署(以下「会計専門部署」という。)を設置することができる。
 - 3 前号の会計専門部署は、支部の役員(監査を除く。)が統括しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、本法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 設置当初の支部役員は、第8条の規定にかかわらず、支部所属正会員予定者の中から、支部設置準備総会で選任することができる。
- 3 設置当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、支部設置の日における本法人役員現任者の任期と同じとする。

附 則

- 1 この改正規則は、定款変更認可の日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成19年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成22年6月19日から施行する。ただし、本法人の名称中に公益社団法人という文字を用いることとする変更並びに第1条、第2条及び第8条第2項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、令和5年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、令和6年6月16日から施行する。